

# 登録医制度について

四国こどもとおとの医療センターでは、患者さんのニーズに応えた一貫性のある医療を提供するために、地域の医療機関と役割分担を行い、相互がより緊密な医療連携を図ることを目的として、「登録医制度」を開始いたします。

## 連携内容

### 《紹介・逆紹介》

登録医からの紹介患者さんに対する外来診療及び入院の対応を迅速に行うように努めます。紹介登録医への逆紹介を推進します。

### 《研修等》

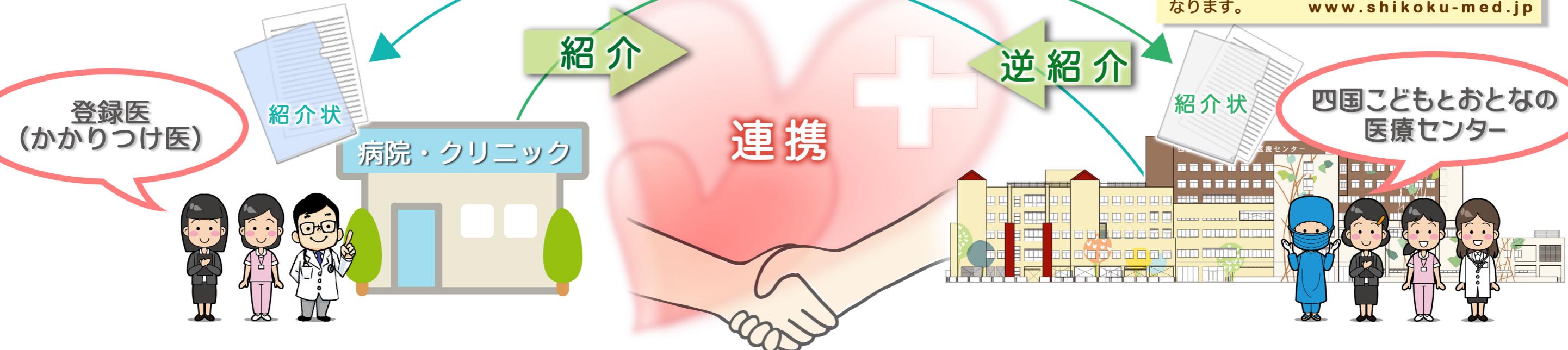
当院で開催されますカンファレンス、各種講演会等に参加することができます。

### 《医療機器の利用》

当院の医療機器（CT、MRI、RI）の共同利用ができます。利用の手順等の詳細につきましてはお問い合わせください。

### 《当院設備の利用》

登録医は当院図書の利用をすることができます。



### 《共同診療》

登録医の先生がご紹介していただいた患者さんに対して当院の医師と共同診療を行うために、院内に専用の病床（開放病床）を20床設置しています。

通院から入院、退院までの一貫した診療を行い、継続的に高度の医療、検査、手術などを受けていただくことができます。

登録医は、紹介患者さんのカルテの閲覧及び診療上必要なことについて情報を得ることができます。白衣や名札等も貸出いたします。

共同診療を行った場合は、各々、開放型病院共同指導料(Ⅰ)の保険請求が可能です。

### 【登録医のお申し込み方法】

1. 「登録医申込書」をご記入のうえ、四国こどもとおとの医療センター 地域医療連携室へご提出ください。
2. 院内手続き終了後「登録医証」を送付いたします。

### 《登録期間》

登録期間は1年です。双方に異議がなければ、年度ごとの自動更新となります。